



～ 長崎県内の私立高等学校等に
在学している生徒の保護者の皆様へ ～

令和 2 年度 長崎県私立高等学校等奨学給付金について(家計急変)

長崎県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するために、奨学給付金を支給します。

この給付金については、学校設置者に給付金に係る事務と受領を委任していただき、保護者が納めるべき授業料以外の学校徴収金等に充当することといたしておりますので、学校を通じて申請してください。

今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、保護者の失職等に伴い、収入が激減した家計急変世帯を対象とした給付の案内です。

1. 支給要件

申請した翌月 1 日現在において、次のすべての要件を満たしていること

高校生等が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学しており、高等学校等就学支援金又は専攻科の生徒は高等学校等修学支援事業費補助金の支給対象要件に該当していること（授業料全額減免のため受給していない場合を含む）

保護者が長崎県内に住所を有すること

4 月以降、保護者の失職等による家計急変で道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する世帯であること

家計急変発生後 1 年間の年収見込が【35 万円×家族の人数(控除対象配偶者 + 扶養親族 + 本人) + 32 万円(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合)】以下となる世帯を原則対象とします。

申請後、就職等状況に変更があった場合は申告してください。

上記支給要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

- ・申請した翌月 1 日現在、休学している者（進級が見込まれ学校長の証明が得られる場合を除く）
- ・申請した翌月 1 日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合

- ・他の都道府県から奨学のための給付金を受給する場合
- ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の判定において、保護者の全員又は一部が市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

2. 支給金額

区分		高校生等1人あたりの給付額	支給対象経費	
		年額		
家計急変で道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する世帯	通信制、専攻科の高校生等 (第1子、第2子以降共通)		38,100円	授業料以外の教育に必要な経費
	通信制以外の高校生等	第1子の高校生等	103,500円	
		第2子以降の高校生等	138,000円	

「第1子」及び「第2子以降」の区分は、別紙1「高校生等奨学給付金（世帯構成別）」で確認してください。

7月以降に家計急変した世帯へは、申請した翌月から次年度3月までの月数に応じて算定した額を給付します。(例：8月15日に申請した場合、(年額) × 7/12の額)

3. 申請方法

学校が定める期限までに、次の給付申請書等を学校へ提出してください。
 なお、家庭状況に応じて記載書類の他に添付書類を求める場合がございますのでご了承ください。

1. 保護者の失職等により収入が激減し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯の高校生等

- ア 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給申請書（様式第1号）
- イ 保護者等全員の収入が減少し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割

が非課税である世帯に相当することが確認できる書類

保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など)

家計急変後の収入を証明する書類(会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など)

保護者等全員の令和2年度(令和元年中の所得)の課税証明書、非課税証明書についても提出をお願いします。

保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類(扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等)

その他知事が必要と認める書類

ウ 住民票謄本(筆頭者の記載のあるもの、続柄記載)

エ 申請した翌月1日現在の年齢が15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の者を扶養していることが確認できる健康保険証等の写し

・高校生等本人及び兄弟、姉妹(15歳以上23歳未満)の健康保険証の写し
国民健康保険証の場合は、扶養者の保険証の写し、扶養誓約書(第1号様式)を併せて提出すること

オ 委任状(様式第2号)

添付する書類については、個別にご相談ください。

申請については随時受け付けを行います。

4. 問い合わせ先

学校または長崎県総務部学事振興課までお尋ねください。

<長崎県総務部学事振興課>

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

電話 095-895-2282